

## 阿波市建設工事一般競争入札実施要領

この要領は、阿波市が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事。以下「工事」という。)における入札・契約手続について、より一層の競争性、透明性及び公平性を確保するため実施する「一般競争入札」に関して必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

**第1条** 原則として、阿波市が発注する設計金額が1億5千万円以上の工事(以下「対象工事」という。)を対象とする。ただし、一般競争入札によることが適当でないと認められる工事についてはこの限りでない。

なお、入札後審査方式一般競争入札により実施する場合は、別途定める要領によるものとする。

### (入札の公告)

**第2条** 市長は、対象工事を一般競争入札に付そうとするときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6及び規則第16条の規定に基づき、入札担当部局での掲示により公告するものとする。また、阿波市のホームページ及び建設専門紙への掲載及び建設関係団体への資料提供により公表する。

2 入札の公告は、別添標準入札概要書例によるものとする。

### (入札参加資格)

**第3条** 入札に参加する者に必要な資格(以下「参加資格」という。)に関する事項として、次の事項を公告するものとする。

- (1) 阿波市建設工事一般競争入札(指名競争入札)参加資格業者名簿に登載されている者であること。
- (2) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 阿波市建設業者指名停止措置要綱(平成17年告示15号。以下「指名停止要綱」という。)に基づく指名停止の措置の対象となっていない者であること。
- (4) 阿波市発注建設工事等からの暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。
- (5) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査に係る総合評定値通知書(平成16年3月1日以前に経営事項審査の申請を行ったものについては経営事項審査結果通知書。入札日前1年7月以内の審査基準日のうち直近のものに係るものに限る。)の写しを提出できる者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可が決定、又は再生計画の認可の決定が確定した者で、市の入札参加資格に係る再審査を受けている者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (7) 別に定める資格を有する技術者を専任で配置できる者であること。
- (8) 建設業法第3条第1項第2号の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。

(9) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。

(10) その他工事毎に必要と認める事項

#### (参加資格の決定)

**第4条** 前条の参加資格は、阿波市建設工事請負業者選定要綱(平成 17 年告示 17 号)第 8 条の規定による建設工事審査委員会の審議に付し、決定するものとする。

#### (入札概要書の配布)

**第5条** 入札概要書は、入札公告及び次に掲げる入札関係書類により作成するものとする。

- (1) 競争契約入札心得
- (2) 一般競争入札参加資格審査申請書(別紙-1)(以下「申請書」という。)
- (3) 共同企業体による共同施工の場合にあつては、阿波市建設工事共同企業体取扱要綱(平成 18 年告示第 号。以下「共同企業体要綱」という。)
- (4) 共同企業体による共同施工の場合にあつては、共同企業体要綱第 11 条各号に掲げる書類
- (5) その他工事毎に必要と認めるもの

2 入札概要書は、公告後速やかに発注担当部局の事業担当課において配布するものとする。

#### (入札参加資格審査の申請)

**第6条** 入札に参加を希望する者(以下「入札参加希望者」という。)は申請書及び入札参加資格確認資料(以下「確認資料」という。)を持参により提出し、参加資格の確認を受けなければならないものとする。ただし、阿波市電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)により入札を行う場合は、原則として当該システムにより提出するものとし、前条第 1 項第 2 号に掲げる書類の提出を省略することがある。

2 申請書及び確認資料の提出期間は、原則として発注情報開示日から起算して 8 日間(市の休日(阿波市の休日を定める条例(平成 17 年条例第 2 号)第 1 条第 1 項各号に掲げる日をいう。以下同じ。)を除く。)の翌日から 2 日間(市の休日を除く。)とする。

3 申請書及び確認資料の提出場所及び提出方法については、入札概要書において明らかにするものとする。

4 提出期間内に申請書及び確認資料を提出しない者及び建設工事審査委員会において参加資格がないと認めた者は、当該入札に参加できないものとする。

5 確認資料として提出する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 同種の工事の施工実績(別紙-2)
- (2) 配置予定技術者の資格及び工事経験(別紙-3)
- (3) (1)及び(2)の資料の内容が明確に確認できる資料
- (4) 総合評定値通知書(経営事項審査結果通知書)の写し
- (5) その他工事毎に必要と認めるもの

6 市長は、前 5 項に掲げる事項及び次に掲げる事項について、入札概要書において明らかにするものとする。

(1) 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とすること。

(2) 市長は、提出された申請書及び確認資料を、参加資格の確認以外に入札参加希望者に無断で使用しないものであること。

(3) 提出された申請書及び確認資料は返却しないこと。

(4) 提出期間以降は、原則として申請書及び確認資料の差し替え及び再提出は認めないこと。

#### (入札参加者の確認)

**第7条** 市長は、入札参加希望者から提出された申請書及び確認資料の審査を行い、建設工事審査委員会の審議を経て参加資格の確認を行うものとする。

2 市長は、前条の審議の結果を、原則として申請書及び確認資料の提出期限の日の翌日から起算して10日以内(休日を含む。)に、入札参加資格確認通知書(様式-1)(以下「確認通知書」という。)により入札参加希望者に通知するものとする。なお、電子入札システムにより入札を行う場合は、当該システムにより通知するものとする。

3 第1項の確認において、参加資格要件を満たしていないと認められた者に対しては、確認通知書に理由を付すとともに、所定の期限内にその理由について説明を求めることができる旨を明記するものとする。

4 第2項の通知を行った日の翌日から入札日前日(電子入札システムにより入札を行う場合は、入札書提出締切日時)までの間に、参加資格要件を満たしていると認められた者が、第3条のいずれかの事項に該当するに至った場合は、第2項の通知を取消し、参加資格要件を満たさないと認められたことを、第3項の規定を適用し通知するものとする。

#### (参加資格要件を満たしていないと認められた者に対する理由の説明)

**第8条** 参加資格要件を満たしていないと認められた者は、前条第3項の通知をした日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)に、市長に対して、その理由(非指名理由)についての説明を書面により求めることができることとし、その旨を入札概要書において明らかにするものとする。

2 参加資格要件を満たしていないと認められた者が説明を求める場合は、書面(任意様式)を持参又は郵送することにより行うものとする。

3 市長は、第1項の説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

4 前3項の手続は、前条の当該入札事務の執行を妨げないものとする。

#### (設計図書等の閲覧等)

**第9条** 対象工事に係る設計図書等については、次に掲げる方法のうち発注担当部局の事業担当課が指定する方法により示すものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

(1) 閲覧(貸出を含む。)

(2) 交付

2 前項第1号による場合、閲覧の期間は、原則として確認通知書を通知した日の翌日から起算して3日目(休日を除く。)から3日間とし、その旨及び閲覧の場所については、公告において明らかにするものとする。

3 第1項第2号による場合、原則として確認通知書を通知した日の翌日から起算して3日目(休日を除く。)に交付するものとし、その旨及び交付の場所については、公告において明らかにするものとする。

なお、この業務は、発注担当部局の定めるところにより委託できるものとする。

4 参加資格要件を満たしていると認められた者が、設計図書等の閲覧、貸出又は交付を受けるときは、確認通知書原本を持参し、発注担当部局の事業担当課に提示するものとする。

5 設計図書等について質問がある場合は、質問書(質問事項を記載した書面(任意様式)を持参又は郵送により提出することができるものとする。質問書の提出期間及び場所については、公告におい

て明らかにするものとする。

- 6 質問書の提出があった場合は、その質問に対する回答書を発注担当部局の事業担当課において、閲覧に供するものとする。質問に対する回答書の閲覧期間及び場所については、公告において明らかにするものとする。
- 7 質問書の提出期間は、原則として設計図書等の閲覧を開始した日の翌日から、入札（電子入札システムにより入札を行う場合は、開札日）日の7日前までとし、質問に対する回答書の閲覧期間は、原則として質問書の提出期限日の翌日から起算して2日後までに開始し、入札日（電子入札システムにより入札を行う場合は、開札日）の前日に終了するものとする。

#### （入札保証金及び契約保証金）

- 第10条** 市長は、入札に際して、阿波市財務規則（平成17年規則第37号。以下「規則」という。）第100条第1項の規定により入札に参加しようとする者に対し、その見積金額の100分の5以上の入札保証金を納めさせなければならない。ただし、規則第100条第2項に該当する場合は、入札保証金の納付を免除できるものとする。
- 2 市長は、契約に際して、規則第120条の規定により契約の相手方に対し、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、金融機関の保証又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券の保証又は履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

#### （入札の執行）

- 第11条** 入札及び開札の日時及び場所については、公告において明らかにするものとする。
- 2 入札の執行は、参加資格要件を満たしていると認められた者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。
  - 3 札書の提出は、持参によることとし、郵送又はファクシミリによるものは認めないものとする。
  - 4 入札に際して、工事費内訳書の提出を求める場合は、その旨を公告において明らかにするものとする。
  - 5 入札執行回数は2回とし、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札がないときは、入札を終了する。
  - 6 第2項から第5項に掲げる事項については、公告において明らかにするものとする。

#### （電子入札システムにより入札を行う場合の入札及び開札）

- 第11条の2** 電子入札システムにより入札を行う場合の入札書提出期間並びに開札の日時及び場所については、入札公告において明らかにするものとする。
- 2 入札書は、電子入札システムにより提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるとして契約担当者が認めた場合にあっては、持参により紙媒体の入札書の提出ができるものとする。
  - 3 開札は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。ただし、紙入札方式による入札参加者がある場合は、当該入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。
  - 4 入札書の提出に際して、工事費内訳書の添付を求めるものとする。
  - 5 入札執行回数は1回とし、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札がないときは、入札を終了する。
  - 6 第2項から第5項に掲げる事項については、入札関係書類において明らかにするものとする。

#### （入札の無効）

- 第12条** 入札参加資格がないと認められた者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに阿波市競争

契約入札心得第 8 の各号に違反した入札は無効とする。なお、電子入札システムにより入札を行う場合は阿波市電子入札システム運用基準に違反した入札は、無効とする。

また、入札参加資格の確認を受けた者であっても入札時点（電子入札システムにより入札を行う場合は、開札時点）において第 3 条に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札は無効とする。ただし、第 3 条第 5 号に規定する総合評定値（経営事項審査結果通知書の総合評点）に係る資格にあっては、この限りでない。

#### （落札者の決定方法）

**第13条** 予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者（総合評価落札方式による入札の場合には、最も高い評価値を得た者）を落札者とする。

2 落札者となるべき同価格の入札をしたものが 2 者以上ある場合は、くじによって落札者を決定するものとする。なお、電子入札システムにより入札を行う場合は、当該システムに装備されている電子くじを使用して落札者を決定することができるものとする。この場合、電子くじを使用することを入札関係書類において明らかにするものとする。

#### （入札結果の公表）

**第14条** 入札担当者は、落札決定したときは、遅滞なく、入札結果表を阿波市ホームページに掲載するとともに、企画総務部契約管財課において閲覧に供することにより公表するものとする。

#### （契約の時期）

**第15条** 阿波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年条例第 49 号）第 2 条の規定により議会の議決が必要な工事については、落札者の決定後、請負契約（仮契約）を締結し、議決後に本契約となるものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

#### （その他）

**第16条** 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

2 申請書又は確認資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止要綱に基づき指名停止の措置の対象となることがある旨を、公告において明らかにするものとする。

3 公告に記載する事項については、この要領に定めるもののほか、別添標準入札公告例によるものとする。

4 電子入札システムにより入札を行う場合にあっては、この要領に定めるもののほか、阿波市電子入札システム運用基準によるものとする。

#### 附 則

本要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

本要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

本要領は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

#### 附 則

本要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

本要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(別紙－ 1)

## 一般競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

阿波市長

殿

住 所

商号又は名称

代 表 者

㊟

阿波市が発注する〔 工事〕の一般競争入札に参加  
するために資格審査を受けたいので、指定の書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については事実と相違ないことを誓約します。

(別紙-2)

## 同種の工事の施工実績

企業名 \_\_\_\_\_

項目		番号	1	2	3
工 事 名 称 等	工 事 名				
	発 注 機 関 名				
	施 工 場 所				
	契 約 金 額		千円	千円	千円
	施 工 期 間		年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日
	受 注 形 態		・単体 ・共同企業体 (出資比率 %)	・単体 ・共同企業体 (出資比率 %)	・単体 ・共同企業体 (出資比率 %)
工 事 概 要 等	規 模 ・ 寸 法				
	構 造 形 式				
	使 用 機 材 ・ 数 量				
	設 計 条 件				

- (注) 1 入札に参加する者に必要な資格において明示した対象工事と同種の施工実績を3工事以内で記入すること(工事が完成し、引き渡し完了しているもの)。  
2 施工場所については、市町村名まで記入すること。  
3 受注形態については、該当する形態に○を付けること。なお、形態が共同企業体の場合は、( )内に出資比率を記入すること。  
4 記載した工事に係る工事請負契約書、竣工承認書又はこれに準ずる書類並びに仕様書中の規模及び構造等が明確に分かる部分(設計図書を含む。)の写しを添付すること。また、共同企業体の場合は、協定書中の出資比率を明記した部分の写しも併せて添付すること。

## 配置予定技術者の資格及び工事経験

企業名 \_\_\_\_\_

項目	氏名			
法令による免許				
監理技術者資格者証		取得年月日	取得年月日	取得年月日
		登録番号	登録番号	登録番号
工事 名 称 等	工事名			
	発注機関名			
	施工場所			
	契約金額			
	施工期間			
	受注形態	・単体 ・共同企業体 (出資比率 %)	・単体 ・共同企業体 (出資比率 %)	・単体 ・共同企業体 (出資比率 %)
	従事役職	・監理技術者 ・主任技術者	・監理技術者 ・主任技術者	・監理技術者 ・主任技術者
工事 概 要 等	規模・寸法			
	構造形式			
	使用機材・数量			
	設計条件			

- (注) 1 入札に参加する者に必要な資格において明示した配置予定技術者を3人以内で記入すること。  
 2 法令による免許については、取得している国家資格の名称を記入すること。また、当該資格に係る合格証明書、監理技術者資格者証（業に係るもの）及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。  
 3 配置予定技術者の雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。  
 4 従事した役職が明確に分かる発注者に提出した施工計画書又はコリンズ登録データの写しを添付すること。  
 5 記載した工事に係る工事請負契約書、竣工承認書又はこれに準ずる書類並びに仕様書中の構造等が明確に分かる部分（設計図書を含む。）の写しを添付すること。また、共同企業体の場合は、協定書中の出資比率を明記した部分の写しも併せて添付すること。



(様式－1)

第 号  
年 月 日

様

阿波市長 ○ ○ ○ ○

### 入 札 参 加 資 格 確 認 通 知 書

あなたは、下記工事の一般競争入札参加資格審査申請書の審査の結果、入札参加資格を確認しましたので、入札にご参加ください。

なお、本入札参加資格確認通知は、場合により取消しをすることがある。

#### 記

- 1 一般競争入札入札を行う工事
  - (1) 事業名
  - (2) 工事名
  - (3) 工事箇所